

平成 26 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社エーワン精密
代表者名 代表取締役社長 林 哲也
(J A S D A Q ・ コード 6 1 5 6)
問合せ先
役職・氏名 代表取締役社長 林 哲也
電話番号 0 4 2 - 3 6 3 - 1 0 3 9

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 18 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営的な安定配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 26 年 10 月上旬頃、当社の筆頭株主である株式会社致知（本日現在の保有株式数 617,200 株。発行済株式総数（1,500,000 株）に対するその保有する割合 41.15%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率の計算において同じとします。）。以下「致知」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。致知は、当社の取締役相談役である梅原勝彦が代表取締役を務め、自身の資産管理を行う資産管理会社であります。

当社は、これを受け、平成 26 年 11 月中旬頃より、一時的に当該株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、当社の財務状況、経営基盤の安定性、昨今の株式市場における資本効率への注目の一層の高まり等を総合的に勘案し、当社自らが当該株式を自己株式として買い受けることについて具体的検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の分配可能額を考慮すれば、当社の配当方針に特段の影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、平成26年12月中旬頃、致知に対し、株式会社東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）における一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要（3）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、致知より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である300,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、致知以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から350,000株（発行済株式総数に対する割合23.33%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年12月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年12月18日の前営業日である同年12月17日までの過去1ヶ月間）の当社普通株式の終値の単純平均値3,218円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して12.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である2,800円とすることを決議いたしました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成26年11月14日に提出した第25期第1四半期報告書に記載された平成26年9月末現在における当社の手元流動性（現金及び預金）は約44億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

また、当社は、致知との間で、平成26年12月18日付けで公開買付応募契約（以下「応募契約」といいます。）を締結しております。応募契約において、致知は、その保有する当社普通株式の一部である300,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

さらに、当社取締役相談役である梅原勝彦は、致知の代表取締役を兼ねており、利益相反のおそれを防止し、公正性を高める観点から、当社の立場において当社と致知との事前の協議及び交渉に参加しておらず、本公開買付けの実施に関する当社取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

なお、当社は、致知より、本公開買付け後も致知が保有することとなる当社普通株式（応募合意のある上記株式が全部買い付けられた場合は317,200株（発行済株式総数に対する割合21.15%））については、本日現在において、原則として、致知が継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	350,100株（上限）	980,280,000円（上限）

（注1）発行済株式総数 1,500,000株

（注2）発行済株式総数に対する割合 23.34%

（注3）取得する期間 平成26年12月19日から平成27年2月28日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成26年12月18日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成26年12月19日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成26年12月19日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成26年12月19日(金曜日)から 平成27年1月26日(月曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,800円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、JASDAQにおける、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年12月18日の前営業日(同年12月17日)の当社普通株式の終値3,165円、同年12月17日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,218円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成26年12月中旬頃、致知に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年12月18日の前営業日(同年12月17日)までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,218円に対して12.99%のディスカウントとなる2,800円を買付価格とすることを致知に提案いたしました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、致知より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である300,000株(発行済株式総数に対する割合20.00%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、平成26年12月17日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,218円に対して12.99%のディスカウント率を適用して小数点以下を四捨五入した2,800円とすることを、平成26年12月18日開催の当社取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である2,800円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年12月18日の前営業日(同年12月17日)の当社普通株式の終値3,165円から11.53%、同年12月17日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,218円から12.99%、同年12月17日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,219円から13.02%を、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営的な安定配当を行うことを基本方針としております。

かかる状況の下、平成26年10月上旬頃、当社の筆頭株主である致知より、その保有する当社普通株

式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、これを受け、平成26年11月中旬頃より、一時的に当該株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、当社の財務状況、経営基盤の安定性、昨今の株式市場における資本効率への注目の一層の高まり等を総合的に勘案し、当社自らが当該株式を自己株式として買い受けることについて具体的検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の分配可能額を考慮すれば、当社の配当方針に特段の影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、平成26年12月中旬頃、致知に対し、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年12月18日の前営業日（同年12月17日）までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値3,218円に対して12.99%のディスカウントとなる2,800円を買付価格とすることを致知に提案いたしました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、致知より上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である300,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年12月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年12月18日の前営業日である同年12月17日までの過去1ヶ月間）の当社普通株式の終値の単純平均値3,218円に対して12.99%のディスカウントを行った価格である2,800円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	350,000株	一株	350,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（350,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（350,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(5) 買付け等に要する資金

1,008,000,000円

(注) 買付予定数(350,000株)を全て買付けた場合の買付代金(980,000,000円)、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成27年2月18日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii) 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、致知との間で、平成 26 年 12 月 18 日付けで応募契約を締結しております。応募契約において、致知は、その保有する当社普通株式の一部である 300,000 株（発行済株式総数に対する割合 20.00%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

なお、当社は、致知より、本公開買付け後も致知が保有することとなる当社普通株式（応募合意のある上記株式が全部買い付けられた場合は 317,200 株（発行済株式総数に対する割合 21.15%））については、本日現在において、原則として、致知が継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

(ご参考) 平成 26 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	1,499,763 株
自己株式数	237 株

以 上